（別添）

林野庁「木材利用ポイント事業」
地域材利用に関する広報事業（パブリシティ促進型等広報事業）
実施手順

（総則）

第１条　公益社団法人国土緑化推進機構（以下「理事長」という。）は、木材利用ポイント事業やポイント付与対象となる工事、木材製品、ペレットストーブ・薪ストーブ（以下、「木材利用ポイント対象工事・製品等」という。）の需要拡大に向けた地域材利用に関する広報を、全体計画に基づいて時機を逸することなく円滑かつ機動的かつ効率的に実施するために、「（２）メディア連携広報事業［パブリシティ促進型］」及び「（３）業界団体・業界紙・業界雑誌等との連携による広報事業」（以下、「パブリシティ促進型等広報事業」という。）の連携・協働による実施を希望する媒体社、イベント主催者或いは業界団体等（以下、「連携・協働団体」という。）からの広報事業計画について審査を行い、広報事業を実施する。

（広報事業計画の実施区分）

第２条　パブリシティ促進型等広報事業として実施する広報事業計画は、以下の４つの区分により実施する。

① 需要層向け訴求型
（住宅・家具等の購入やリフォームを検討している者への木材利用ポイント事業の訴求や木材利用ポイント対象工事・製品等の選択を促進する効果が高いと見込まれる広報事業計画）

② 潜在層向け訴求型
（潜在的な需要層である子育て世代等に対して、木材利用ポイント事業の訴求や木材利用ポイント対象工事・製品等の需要喚起効果が高いと見込まれる広報事業計画）

③ 流通・小売業界普及型
（住宅や家具等やリフォームを仲介する不動産流通業者や百貨店・家具量販店等に対する木材利用ポイント対象工事・製品等の取扱いを誘引させる効果が高いと見込まれる広報事業計画）

④ 国民一般等普及啓発型
（幅広い国民一般層に対して、木材利用ポイント事業や木材利用ポイント対象工事・製品等、木の良さ、地域材利用の意義の効率的かつ効果的な周知が見込まれる広報事業計画）

（広報事業計画の審査）

第３条　連携・協働団体から提出される広報事業計画の審査及び選定は、透明性と公平性を確保する観点から、次のとおりとする。

① 連携・協働団体は、所定のパブリシティ促進型等広報事業計画書に、具体的な広報事業計画を記入して、E-Mail で事務局に送信する。
　なお、事務局は必要に応じて、連携・協働団体から広報事業計画書制作に係る相談に応じるものとする。

② 事務局は、提出された広報事業計画書について、審査基準に照らして審査する。

③ 事務局は、林野庁木材利用課に審査結果を報告し、その内容について確認する。

④ 事務局は、③を踏まえて連携・協働団体に審査結果を通知する。

（広報事業の実施）

第４条　連携・協働団体は、林野庁木材利用課及び事務局と適宜情報交換を行い、効果的かつ効率的な広報事業の実施に努める。

（広報事業の報告）

第５条　　連携・協働団体は、広報事業の終了後、速やかに所定の様式にて広報事業報告書を取りまとめて、理事長に提出する。

（広報事業の実施経費）

第６条　　広報事業計画の実施に要する経費について、別紙「経費負担の基準」に基づいて事務局が負担する。

（その他）

第７条　　この要領に定めるもののほか、パブリシティ促進型広報事業の実施に当たって特に必要とする事項が生じた場合には、理事長が定めることができる。

（別紙）

林野庁「木材利用ポイント事業」
地域材利用に関する広報事業（パブリシティ促進型等広報事業）
経費負担の基準

審査基準に基づいて支援対象となった広報事業計画については、50 万円以下の範囲で支援する。
なお、以下の要件を全て満たすものについては、重点的な支援（50 万円超から 100 万円以下）を行う。

① 幅広い対象者層へ訴求するもの
② 作成したコンテンツの二次的な活用により他の媒体による訴求が可能であり、一括して支援した方が経済的であると見込まれるもの
③ 重点的な支援を行うことにより持続的な普及啓発が見込まれるもの